

(顧客名) ○○ ○○ 様  
交付日： 年 月 日

投資顧問契約の契約締結前交付書面  
(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 おカネ学株式会社

住所 〒103-0026 東京都江東区深川 1 丁目 3 番 11 号 RIA SOHO 2F  
TEL : 03-6458-8017 FAX : 03-6458-8017

金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号 関東財務局長(金商) 第 2 8 6 5 号

○ 投資顧問契約の概要

① 投資顧問契約は、有価証券及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、決してお客様を拘束するものではありません。助言の結果、お客様に損害が発生することがあっても当社はこれを賠償する責任は負いません。当社の助言の対象となる有価証券等の種類は、海外 ETF、国内 ETF、国内・国外株式、REIT、受益証券発行信託の受益証券に関する JDR、ADR、ETN、海外債券等です。お客様のニーズに合わせたポートフォリオプランニングを中心に行う投資助言会員と、Eメールにて情報提供を行うメールマガジン会員へのサービス提供をします。

○ 手数料など諸費用について

報酬体系 = 定率報酬 (税込)

契約期間 : 12 ヶ月

定率報酬額は下記の年間報酬料率をもとに、個別に決定致します。

定率報酬 = 契約資産額 × (契約日数/365) 日 × 年間報酬料率、% (税込)

※自動更新有 契約資産額は契約期日応当日の時価とします。

年間報酬料率 (消費税込)

契約資産額 15 億円超 0.825%

契約資産額 10 億円超 15 億円以下 0.880%

契約資産額 1 億円超 10 億円以下 1.100%

契約資産額 1 億円以下 1.210%

メールマガジン報酬 (消費税込)

個人 : 13 万 2 千円 /年、法人 : 22 万円 /年

※当社と契約資産額ベースの投資顧問契約を締結の場合は、個人・法人共にメー

## ルマガジン報酬無料

報酬支払いの方法は、次の通りです。

報酬（メールマガジンに係る報酬含む）については、本契約締結日から原則3カ月毎に3カ月後払い年4回払いとします。

カード会社、信販会社による決済（金融機関口座振替含む）もしくは銀行振込。

（振込の場合は振込手数料については顧客負担）なお報酬の支払い方法/時期について、特段の事情がある場合には顧客と協議の上、異なる方法/時期を採用することができるものとします。

### ○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する金融商品の価値等についてのリスクは、次の通りです。

#### ① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

#### ② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金額を上回る場合があります。

#### ④ 為替リスク

各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート（通貨交換比率）が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

#### ⑤ 投資信託リスク

投資信託は値動きのある株式や債券などに投資するため、基準価額は株式市場な

どの動向により変動します。したがって、投資信託には元本の保証はありません。基準価額に影響を及ぼす主な変動要因としては、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、金利変動リスクがあります。

⑥REITは、不動産賃貸・売買市場、経済情勢等による物件価値の下落、金融機関からの借入に係る金利変動、対象不動産の天災等による毀損等から分配金等が変動します。また、一般法人同様の倒産リスク、上場廃止になった場合には取引が著しく困難になることがあります。

⑦JDR、ADR、ETNは、対象となるインデックス、金利水準、為替の変動、発行会社又は保証者の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により当JDR、ADR、ETNの価格が下落し、それにより損失が生じることがあります。また個別のJDR、ADR、ETNに応じて、対象となるインデックスは、株価指数、商品指数、その他の指数の変動により変動します。

#### ○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

##### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① 顧客は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、顧客がその書面又は電磁的記録を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。

##### A 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を請求により受領します。

##### B 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

日割計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を請求により受領します。契約解除に伴う損害賠償、違約金は受け取りません。

##### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面又は電磁的記録による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割計算した額を受領します。

#### 助言の内容及び方法

◆サービスについて（助言の対象となる有価証券等の種類は、海外ETF、国内ETF、国内・国外株式、REIT、受益証券発行信託の受益証券に関するJDR、ADR、ETN、海外債券等です）

(1) お客様ポートフォリオ状況モニタリング：毎月：証券会社等からの情報開示に基づきお客様の現状のポートフォリオ状況を月次でモニタリングする。原則は月初3営業日以内（ただしお客様からの開示が無い場合を除く）。

お客様ポートフォリオ、アセットアロケーション変更が必要かどうかを判断して、必要な場合、メール、電話またはFAXなどによる具体的助言を実施します。

(2) 具体的個別アドバイス：随時

アロケーション変更、運用金額の増減などの必要が認められた場合は担当者から面

談、電話またはメール、FAX などによる具体的助言を実施します。顧客からアロケーション変更、経済情勢対応などの要望があった場合も優先順位を付けつつ、できるだけ早急に対応、助言を実施します。

(3) お客様状況確認：年1回

リスク許容度、大きな環境の変化などがなかったかどうか、少なくとも1年に1回のお客様の状況確認を実施します（リモート会議、面談、メール、電話、レターによる方法）。

(4) 情報発信 メールマガジン：毎月

原則、月末3日間～月初5営業日以内に投資情報である、「Market Flash」メールマガジンをお客様あてに発信、助言を実施します。毎月1本ペースで配信実施。

※個人：年間13万2千円 法人：年間22万円/年（共に消費税込） ただし当社と契約資産額ベースの投資顧問契約を締結頂いたお客様のメールマガジンは個人・法人共にメールマガジン報酬無料

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（定期配信資料。契約を自動更新する場合を除く）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客の為に証券取引を行うこと。
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理。
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引。
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引。
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭・有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③ 顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

会社の概要

1 資本金

900 万円

2 役員の氏名 代表取締役 安東隆司

3 主要株主 安東隆司

4 分析者・投資判断者 安東隆司 安東心

5 助言者 安東隆司 安東心

6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下のメールアドレス、電話番号にご連絡下さい。

連絡先： info@ria-japan.com T E L : 03-6458-8017

7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また関東財務局にて、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からの苦情等の受付

② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

① お客様からの苦情の申立

② 会員業者への苦情の取次ぎ

③ お客様と会員業者との話合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

① お客様からのあっせん申立書の提出

- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

#### 10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、ファイナンシャルプランニング業務、遺言作成サポート業務、金融・経済に関する教育、研修、セミナー、講演の企画・運営を行っています。